

平成29年3月

学生の皆さんへ

学 生 部 長

## 平成29年度授業料減免申請に係る説明会の開催について

平成29年度授業料について減免対象者に該当し、減免を申請しようとする者は、下記説明会に**必ず出席し**申請手続きをしてください。

記

### <減免対象者>

学業成績が良好である者（修得単位数及び成績評価により判定する。）で、次に該当する者

- (1) 授業料を主として負担する者が、生活保護法による生活扶助を受けている者及びこれに準ずる生活困窮者である場合
- (2) 授業料を主として負担する者が、授業料の納付期限の前1年以内において死亡、疾病、生業不振等又は風水害等の災害により授業料の負担が著しく困難な状況にある場合

### <説 明 会>

1 日 時 平成29年4月5日（水）16:00～17:00

2 場 所 京都学・歴彩館 大ホール

※ 減免の申請書類は、説明会の当日、出席者に配付しますので、減免の申請を希望する者は必ず出席してください。

やむを得ない事情により、説明会に出席できない場合は、事前に学務課学生担当へ申し出てください。

精華キャンパスに所属する学生は、精華キャンパス事務室にて書類を配布します。

※ 授業料減免は、年度ごとの措置ですので、一度承認されれば卒業まで継続するというものではありません。平成28年度に減免措置を受けた学生で、平成29年度も減免を希望する場合は、必ず説明会に出席してください。